

(別紙)

「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1	マイナンバーに関する情報を、特に悪意を持って漏洩させた者に対する罰則を設けて下さい。 他の法律で対処可能であればそれでも構いません。 特定秘密保護法における罰則と同等か、それ以上に厳しくして下さい。	今回の改正案に関する御意見ではないと考えますが、法において、罰則規定が設けられております。
2	官公庁でも民間企業でも、個人情報流出した場合には直ちに公表し、警察の捜査を受けることを法律で義務づけ、違反して隠蔽した場合には刑事罰を科すべきです。	今回の改正案に関する御意見ではないと考えますが、法において、罰則規定が設けられております。
3	規則に規定する重大事態の二の「100人を超える」という人数であるが、これは50人（もしくは30人）に変更すべきであるとする。 （当然の事であるが、個人情報保護法関連のものについても50人（もしくは30人）に変更すべきであるとする。） 理由についてであるが、例えば労働者が50人を越えた場合には使用者は労基署に定期健康診断結果報告書を提出する義務があるが、この事や産業医（50人以上で選任を行う）等、その他について考えると、これは100人ではなく50人を一つの区切りとして扱うのが妥当だからである。 また、100人では小学校の一学年で到達する事は無いと思われるが、50人や30人であるのであれば到達するであろう。 従業員全てや一学年の児童全員の特定個人情報が漏洩する等は重大な事態であり、報告及びその事例検証（漏洩経路や犯人の手口の分析含む）が必要になると思われるが、これは是非とも行うべきものである。 よって、この人数は50人もしくは30人にしていきたいと考える。	規則に規定される重大事態は、これまでの個人情報の漏えい事案を参考に、二次被害の拡大防止等の観点から当委員会が迅速に把握する必要があると思われる場合を規定しています。 なお、本告示においては、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちに当委員会に報告することとしています。